甲斐市やまなしKAITEKI住宅普及促進事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この告示は、市内の子育て世代が理想の子どもの数を実現できる住環境の整備を図るとともに、脱炭素社会の実現、地域の防災力の向上及び地域の住宅産業の振興等を図るため、認定住宅を建築又は取得するための経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則（平成16年甲斐市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　住宅　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第2条第1項の住宅をいう。

(2)　建築　法第2条第2項の建築をいう。

(3)　認定住宅　やまなしKAITEKI住宅指針（令和7年3月25日付け建住第5132号）に定めるKAITEKI住宅基準を満たし、かつ、やまなしKAITEKI住宅認定制度要綱（令和7年3月25日付け建住第5160号。以下「認定要綱」という。）第3条第3項の認定を受けた次表に掲げる住宅をいう。

|  |  |
| --- | --- |
| 認定住宅の種類（ブランド名称） | 適合状況 |

|  |  |
| --- | --- |
| やまなしKAITEKI住宅 | KAITEKI住宅基準1、2 |
| やまなしKAITEKI住宅／ZERO | KAITEKI住宅基準1から3まで |
| やまなしKAITEKI住宅／FORET | KAITEKI住宅基準1、2及び4 |
| やまなしKAITEKI住宅／ZERO・FORET | KAITEKI住宅基準1から4まで |
| やまなしKAITEKI住宅リノベ | KAITEKI住宅基準1、2 |
| やまなしKAITEKI住宅リノベ／ZERO | KAITEKI住宅基準1から3まで |
| やまなしKAITEKI住宅リノベ／FORET | KAITEKI住宅基準1、2及び4 |
| やまなしKAITEKI住宅リノベ／ZERO・FORET | KAITEKI住宅基準1から4まで |

(4)　県内事業者　建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可のうち、建築工事業の許可を受けている建設業者であって、県内に本店を有するものをいう。

(5)　共同住宅等　共同住宅、長屋、併用住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

(6)　子育て世帯等　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める世帯をいう。

　　ア　子育て世帯　自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年度の4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯

　　イ　若者夫婦世帯　自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年度の4月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

　（補助対象住宅）

第３条　補助金の交付の対象となる住宅（以下「交付対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、一の住宅（共同住宅等にあっては一の住戸）につき、補助金の交付は1回限りとする。

(1)　市内に存する認定住宅であること。

(2)　県内事業者が建築工事を施工した認定住宅であること。

　（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　自ら居住することを目的に交付対象住宅を建築又は取得した者であること。

(2)　補助金の申請日において、本市の住民基本台帳に記録されている住所が当該申請に係る交付対象住宅の所在地となっている者であること。

(3)　市税等を滞納していない者

(4)　甲斐市暴力団排除条例(平成27年甲斐市条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

(5)　認定要綱第3条第4項の規定によるやまなしKAITEKI住宅認定通知書（以下「認定通知書」という。）の通知日から起算して6月以内に補助金の申請を行う者

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表に掲げる額とする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲斐市やまなしKAITEKI住宅普及促進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、各年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、あらかじめ、認定要綱第4条第1項の確認を求めるよう努めなければならない。

(1)　認定通知書の写し

(2)　工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し

(3)　認定住宅の建築の工事を施工した県内事業者に係る建設業の許可の通知書の写し

(4)　交付対象住宅の写真

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、甲斐市やまなしKAITEKI住宅普及促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の決定をする場合において、必要に応じて補助金交付のための条件を付して交付決定をすることができるものとする。

３　市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者に対して、補助金を交付するものとする。

　（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第８条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2)　補助金の交付決定内容、これに付した条件に違反したとき。

(3)　認定要綱第8条第1項の規定による認定の取消しがあったとき。

(4)　認定住宅に係る法令に基づく処分に違反したとき。

(5)　規則及びこの告示の規定に違反したとき。

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

　（加算金及び延滞金）

第９条　申請者は、前条の規定による交付決定の取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95％の割合で計算した加算金を納付しなければならない。

２　申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95％の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

３　市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

　（財産の処分の制限）

第10条　申請者は、建築又は取得した認定住宅（以下この条において「取得財産」という。）に係る認定通知書の通知日から起算して10年（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

２　申請者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、財産処分決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

４　市長は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

　（その他）

第11条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和7年10月1日から施行する。

　（この告示の失効）

２　この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定住宅の種類及び県産木材の使用量の区分 | 補助金の額 |
| 子育て世帯等 | 子育て世帯等以外 |
| 甲斐市やまなしKAITEKI住宅 | 40万円 | 20万円 |
| 甲斐市やまなしKAITEKI住宅／ZERO | 60万円 | 40万円 |
| 甲斐市やまなしKAITEKI住宅／FORET |  |  |
|  | 県産木材の使用量が5㎥以上であり、かつ、木材使用量の30％以上である場合 | 60万円 | 40万円 |
| 県産木材の使用量が7.5㎥以上であり、かつ、木材使用量の40％以上である場合 | 70万円 | 50万円 |
| 県産木材の使用量が10㎥以上であり、かつ、木材使用量の50％以上である場合 | 80万円 | 60万円 |
| 甲斐市やまなしKAITEKI住宅／ZERO・FORET |  |  |
|  | 県産木材の使用量が5㎥以上であり、かつ、木材使用量の30％以上である場合 | 80万円 | 60万円 |
| 県産木材の使用量が7.5㎥以上であり、かつ、木材使用量の40％以上である場合 | 90万円 | 70万円 |
| 県産木材の使用量が10㎥以上であり、かつ、木材使用量の50％以上である場合 | 100万円 | 80万円 |
| 甲斐市やまなしKAITEKI住宅リノベ | 60万円 | 40万円 |
| 甲斐市やまなしKAITEKI住宅リノベ／ZERO | 80万円 | 60万円 |
| 甲斐市やまなしKAITEKI住宅リノベ／FORET |  |  |
|  | 県産木材の使用量が5㎥以上であり、かつ、木材使用量の30％以上である場合 | 80万円 | 60万円 |
| 県産木材の使用量が7.5㎥以上であり、かつ、木材使用量の40％以上である場合 | 90万円 | 70万円 |
| 県産木材の使用量が10㎥以上であり、かつ、木材使用量の50％以上である場合 | 100万円 | 80万円 |
| 甲斐市やまなしKAITEKI住宅リノベ／ZERO・FORET |  |  |
|  | 県産木材の使用量が5㎥以上であり、かつ、木材使用量の30％以上である場合 | 100万円 | 80万円 |
| 県産木材の使用量が7.5㎥以上であり、かつ、木材使用量の40％以上である場合 | 110万円 | 90万円 |
| 県産木材の使用量が10㎥以上であり、かつ、木材使用量の50％以上である場合 | 120万円 | 100万円 |